

野田組合ノ实例ヲ舉テ既ニ五万円ノ貯金ヲナシテモリト
附テシ

満場ニ溢リテ結果本業ハ各自金額ハ仕竟トシテ亦ハ其
通リノ決

四、普通規的改正ノ件 (幹事員提出)

従来ノ貯金ハ毎月一人五十米以上ヲ積立テ居タルニ會後
一人一円ト定メテ貯金スルコトヲ望ム

ト満場ニ溢リテ亦業通リノ決

三、工場毒負會合同ニ于テノ件 (第八工場提出)

久保田鉄工所ハ岡島本座、久保田ノ三工場ニ別シ従而
工場毒負會又ニ三所別々ニ行ハレタリ斯クス岡島會社
ニ勤ケル職工ノ主張示利ノ莫アリ依而之ヲ合同ニシテ職工
ノ利益ヲ圖ランコトヲ望ム

ト説明シ討論ノ結果時期尚早ニ付保留トナル

六、定期演說會肉權ノ件 (提案者第六工場)

毎月一回岡崎市及市外ニ於テ定期演說會ヲ肉權スル

コトハ組合員拡張運動ノ方法トナリ其且ノ組合員減ノ

觀念ヲ深刻ナラシムル動機トモナレハ會後実行セシ度ニ

ト満場ニ溢リテ結果委員附託トナル

ト未加入者ニ対シ加入勧告文ヲ送ルノ件

(提案者オ五工場)

宣伝部員カ勧告文ヲ作成シテ之ヲ送ルコトノ決

八、直管工場職工長ノ職責ニ于テ糾彈ノ件

提案者鉄工部島井春輔ハ

吾人ノ賃銀ハ請負制度ニシテ一朝會社ト紛議ヲ起ス

時ハ半當共ノ他ニ付テ不利ノ立場ニテハ之ヲ日給ニ變